

国の指導方針

I 総合評価はAであるが、B・C評価の事業を含む都県

【東京都】

1 関東農政局長名による指導文書を発出する事業

○ 家畜衛生の推進（C評価）

・事業実施主体：東京都

具体的な指導通知内容

伝染性疾病の発生が平年より多く、達成度はC評価となった。

伝染病発生の都度、適切な対応・指導によりまん延を防止していると考えられるが、各農場及び畜産関連施設の衛生管理の更なる向上により、疾病の発生抑制に努めることが必要である。

2 目標が未達成であるが指導文書を発出しない事業

○ 畜産物の安全の確保（B評価）

・事業実施主体：東京都

達成度がA評価（達成度80%以上）に限りなく近く（達成度78.1%）、要因を聴取した結果、事業は適正に推進されていることから、文書指導は行わずに、評価内容と評価委員の意見等を付して公表を行う。

3 事後評価のみを行う事業

○ 「地域における日本型食生活等の普及促進」（B評価）

・事業実施主体：東京都・墨田区

目標が未達成であるが、食育に係る事業については27年度をもって廃止されたので、評価委員の意見は新たな食育推進事業を実施する際に反映させたい。

4 上記以外の事業（A評価）

妥当である。

II 目標が未達成であるが指導文書を発出しない都県

【栃木県】

1 事後評価のみを行う事業

○ 農林漁業者等による生産の場における食育活動の促進（C評価）

・事業実施主体：栃木県

目標が未達成であるが、食育に係る事業については27年度をもって廃

止されたので、評価委員の意見は新たな食育推進事業を実施する際に反映させたい。

- 2 上記以外の事業（A評価）
妥当である。

【埼玉県】

- 1 目標が未達成であるが指導文書を発出しない事業
 - **家畜衛生の推進（B評価）**
 - ・ 事業実施主体：埼玉県
達成度がA評価（達成度80%以上）に限りなく近く（達成度78.1%）、要因を聴取した結果、事業は適正に推進されていることから、文書指導は行わずに、評価内容と評価委員の意見等を付して公表を行う。
- 2 上記以外の事業（A評価）
妥当である。

【長野県】

- 1 事後評価のみを行う事業
 - **農林漁業者等による生産の場における食育活動の促進（B評価）**
 - ・ 事業実施主体：長野県
目標が未達成であるが、食育に係る事業については27年度をもって廃止されたので、評価委員の意見は新たな食育推進事業を実施する際に反映させたい。
- 2 上記以外の事業（A評価）
妥当である。

【静岡県】

- 1 事後評価のみを行う事業
 - **農林漁業者等による生産の場における食育活動の促進（評価対象外）**
 - ・ 事業実施主体：静岡県
豚流行性下痢（外的要因）まん延防止のため、メインイベント「畜産まつり」が中止となり、全体の参加数に大きな影響を与えた。このことにより、事業の成果を正しく反映できないと判断し、評価の対象外事業とする。
- 2 上記以外の事業（A評価）

妥当である。

Ⅲ 総合評価がAであり、B・C評価の事業がない5県及び政令指定都市

各県等の事業成果

【茨城県】

全事業（A評価）

妥当である。

【群馬県】

全事業（A評価）

妥当である。

【千葉県】

全事業（A評価）

妥当である。

【神奈川県】

全事業（A評価）

妥当である。

【山梨県】

全事業（A評価）

妥当である。

【千葉市】

全事業（A評価）

妥当である。

【相模原市】

全事業（A評価）

妥当である。

（以上）